

## とつかの子育て応援ルーム「とことこ」運営事業実施要綱

制定 平成 27 年 1 月 21 日 戸こ第 3522 号 (戸塚区長決裁)  
改正 平成 29 年 2 月 1 日 戸こ第 3223 号 (戸塚区長決裁)  
改正 平成 30 年 11 月 19 日 戸こ第 2863 号 (戸塚区長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、戸塚区総合庁舎 3 階とつかの子育て応援ルーム「とことこ」に関する事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、横浜市戸塚区とし、運営については、継続的かつ安定的な事業運営が可能な法人（以下「運営法人」という。）に委託し、実施するものとする。

### (実施事業)

第 3 条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

#### (1) 一時託児事業

戸塚区役所及び環境創造局南部農政事務所の窓口等利用者またはその他区長が特に必要と認める者のための一時託児

#### (2) 「子育て情報コーナー」の運営事業

子育て支援事業に関する情報提供等を行う「子育て情報コーナー」の運営

### (一時託児事業の利用者)

第 4 条 一時託児事業の利用者は概ね生後 6 か月以上の未就学の児童を同伴する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 戸塚区役所及び環境創造局南部農政事務所の窓口等の利用者
- (2) その他、区長が特に必要と認める者

### (利用日及び利用時間)

第 5 条 利用日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

2 利用時間は、利用日の午前 9 時から午後 4 時までとする。

### (従事者の配置)

第 6 条 実施事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、概ね一時託児事業に 3 人、「子育て情報コーナー」の運営事業に 1 人とする。ただし、利用時間中それぞれ 1 人を下回らないものとする。

### (一時託児事業従事者の資格)

第 7 条 一時託児事業の従事者は保育士資格、子育て支援員又はこれに準ずる資格を有する者を原則とする。

### (一時託児事業の利用時間の限度)

第 8 条 一時託児事業における利用時間は、戸塚区役所及び環境創造局南部農政事務所の窓口利用に要する時間内とする。

### (一時託児事業の利用定員)

第 9 条 一時託児事業における児童の定員及び従事者の配置は、児童の年齢に応じて別表のとおりと

する。

(一時託児事業利用の制限)

第10条 次に該当する場合には、一時託児事業の利用を認めないことができる。また利用期間中であっても利用を中止することができる。

- (1) 利用者が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 第6条に規定する従事者の数及び第9条に規定する従事者の配置に照らし、追加して事業を担う従事者がいないとき。
- (3) 第9条に規定する児童の定員を超過するとき。
- (4) その他、区長又は運営法人が利用を不相当と認めたとき。

(一時託児事業の運用)

第11条 一時託児事業の利用者は、横浜市戸塚区が別途定める事業実施上の確認事項に同意し、利用手順に従うものとする。

(その他)

第12条 この事業の実施に関し必要な事項は、戸塚区長と運営法人で協議して決定するものとする。

別表 (第9条関係)

児童の年齢	児童の定員	従事者の配置
1歳未満	1人	児童1人につき従事者1人
1歳以上	9人	児童3人につき従事者1人

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱は廃止する。  
区庁舎利用者のための一時託児等子育て支援事業実施要綱

附 則 (平成29年2月1日 戸こ第3223号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月19日 戸こ第2863号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。